

「ジモ・ミヤ・ラブ」フードデリバリー事業支援補助金実施要領

(趣旨)

第1条 「ジモ・ミヤ・ラブ」フードデリバリー事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号以下「規則」という。）及び「ジモ・ミヤ・ラブ」フードデリバリー事業支援補助金交付要綱に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付は、一法人又は個人事業主につき1回に限るものとし、令和3年3月31日までに申請があった者を対象とするほか、共同でデリバリー事業を実施するものとして交付申請する場合にあっては、同一の法人又は個人事業者が経営する店舗のみでの申請はできないものとする。

(補助対象経費)

第3条 要綱第3条第1項に規定する別表（以下「別表」という。）上段「1単独チャレンジ型」に掲げる各項目の例示、要綱第5条第1項第5号に掲げる知事が必要と認める書類及び要綱第11条実績報告時に添付する収支決算書に添付する書類は次のとおりとする。

(1) 消耗品費

デリバリー参入に要する一件の取得価格が10万円を超えない消耗品等の購入費

品目	交付申請時 提出書類	精算時 提出書類
衛生用品（アルコール消毒液・マスク等）	単価・数量等が 判る見積書・カ タログ	領収書
食品容器、トレイ、割箸（デリバリー向け）		レシート
配達用保温バッグ、岡持ち		
決済用ICカードリーダー等機器		
受注・オーダー管理アプリ 地図アプリ	アプリケーション等の仕様や単 価が判る資料	領収書 レシート プリントアウト可
住宅地図	カタログ	領収書 レシート
配達用二輪車（三輪車）	見積書・カタロ グ	領収書 購入車両写真

(2) 広告宣伝費

デリバリー参入についての広告宣伝に要する経費

品目	交付申請時 提出書類	精算時 提出書類
広告用チラシ作成費用	単価・数量等が 判る見積書・カ タログ	領収書 (単価・印刷部数が 判るもの)
チラシポスティング費用		
販促用PR費用(マスコミ広告・web広告)		
デリバリーメニュー販促費		

(3) 研修期間中人件費

ホールスタッフや調理員等、現在雇用している者を配達員に転換する場合又は新規雇用する場合の食品衛生法等に係る関係法規研修や配達訓練、電話対応等にかかる研修期間中の人件費相当額とし、1人月額99,000円まで、1箇月2名又は2箇月1名分に限り198,000円を上限として計上できることとする。

なお、雇用調整助成金対象者との重複は認めないものとする。

項目(雇用者氏名)	交付申請時 提出書類	精算時 提出書類
〇〇 〇〇	研修計画 人件費積算	転換した者の該 当月の給与明細 書の写し
〇〇 〇〇		

(4) その他知事が必要と認める経費

例示すると次の経費が考えられる。

項目	交付申請時 提出書類	精算時 提出書類
(1) 既存のデリバリーサービス事業への初期加盟料・登録料	見積書 カタログ等	領収書
(2) デリバリー事業への参入にあたり生じる食品衛生法や酒税法等の許可申請に要する費用及び申請代行費用		許可証等の写し
(3) 10万円未満の既存の配達用二輪車等改造に係る経費		領収書 改造前後写真
(4) 燃料費、家賃、車両又は機器リース料等、継続的に発生する経費(ランニングコスト)以外の経費(財産の形成につながらないもの)	各経費に係る 証明書類	各経費に係る証 明書類

2 別表下段「共同チャレンジ型」(2)共同デリバリー体制整備に際し、知事が必要と認める経費は、共同での注文配送システム導入費や経営アドバイザー等からの指導助言、許認可代行費用等共同で支出することが想定される経費とし、2社共同の場合は、「2共同チャレンジ型(1)」の経費の5%以内の額、3社以上の場合は「2共同チャレンジ型(1)」の経費の20%以内の額又は40万円のいずれか低い額について認めるものとする。

3 共同チャレンジ型により補助の申請を行う場合には、別記様式に定める同意書を提出するものとする。

(概算払)

第4条 要綱第10条第1項の規定により、知事が特に必要と定める場合として概算払により交付する場合の上限額は、交付決定額の8割以内の額とする。

なお、実績額において、交付決定の額を下回る場合には、既交付額と確定額との差額を返還するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第5条 補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、補助事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがある。

また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合には、期限を定め返還を命じる。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められるとき

(2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

(3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとするとき

(4) 要綱第2条第1項第5号の期限までに宮崎県内でデリバリー事業を開始しないとき

(5) 申請書の事実と異なることが判明したとき

(6) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。